

売上の減少した中小事業者に対する一時支援金の支給

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

または、

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比 (or対前々年比) ▲50%以上減少していること

支給額

法人は 60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法：前年 (or前々年) 1月から3月の事業収入 - (前年 (or前々年) 同月比▲50%以上の月の事業収入 × 3)

申請方法 (調整中)

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

資金繰り支援

緊急事態宣言再発令（1月8日）に伴う対応

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、43兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算において追加で総額29兆円規模（予算額**3兆2,049億円**）の融資・保証枠を確保。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる**上限額を引き上げ**（4,000万円/2億円⇒6,000万円/3億円）
※日本公庫は1月22日（金）、商工中金は2月1日（月）から運用開始。民間は自治体により異なるが、大半が運用開始済。

日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	民間（信用保証）
2億→3億	2億→3億	4000万→6000万	4000万→6000万

緊急事態宣言の延長に対する対応

- 迅速な資金繰り支援を行うために1月22日より実施している、日本政策金融公庫等における実質無利子・無担保融資等における、「直近1ヶ月」の売上減少（※）要件を、「**直近2週間以上**」での比較も可とする運用を**3月末まで継続**。
- （※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
- さらに、改めて、関係省庁より、政府系・民間の金融機関に対して、**中堅企業への資金繰り支援も含め、一定期間の返済猶予や最大限柔軟な対応などを要請**する予定。